

新潟市保健衛生部に置く室及び係の事務分掌要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める場合を除き、新潟市行政組織規則（以下「規則」という。）に定める保健衛生部に置く室及び係の事務分掌について必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第2条 規則第5条に規定する保健衛生部に置く室及び係の分掌事務は、表のとおりとする。

課	室・係	分掌事務
保健衛生総務課	企画総務係	部の事務事業の総合調整に関する事項
		部の予算及び決算の総括に関する事項
		保健衛生施策の企画及び総合調整に関する事項
		地域保健福祉センター及び健康センターの総括に関する事項(保健衛生部の所管するものに限る。)
		墓地の整備計画及び市営墓地の整備に関する事項
		市営斎場の整備に関する事項
		総合保健医療センターの管理に関する事項
		臓器移植等に関する事項
		献血に関する事項
		保健統計及び事業統計等に関する事項
		災害時の保健医療活動の総括に関する事項
	部の他の課及び機関の所管に属しない事項	
	新潟水俣病健康福祉係	新潟水俣病の対策に関する事項
地域医療推進課	(グループ制)	救急医療対策事業に関する事項
		急患診療センターに関する事項
		地域医療体制に関する事項
		在宅医療の推進に関する事項
		災害時の保健医療活動に関する事項

(機関の事務分掌)

第3条 規則第14条に規定する保健衛生部の管理の下に設置する機関に置く室及び、機関の課に置く室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

機関・課	室・係	分掌事務
こころの健康センター	(グループ制)	精神保健及び精神障がい者福祉に関する知識の普及及び調査研究に関する事項
		精神保健及び精神障がい者福祉に係る相談、指導(複雑又は困難なもの)及び診療に関する事項
		精神保健及び精神障がい者福祉に係る技術的な指導及び援助並びに教育研修に関する事項
		精神医療審査会に関する事項
		精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療に限る。)の判定に関する事項

こころの健康センター	(グループ制)	精神保健及び精神障がい者福祉施策の企画, 調査及び連絡調整に関する事項
		措置入院及び応急入院に関する事項
		精神科病院に対する報告徴収及び改善命令に関する事項
		精神保健福祉審議会に関する事項
		精神保健及び精神障がい者福祉に係る相談, 指導 (訪問指導) に関する事項
		前各号に掲げるもののほか, 精神保健及び精神障がい者福祉に関する事項 (障がい福祉課の所管するものを除く。)
		センターの庶務に関する事項
	いのちの支援室	自殺総合対策に関する事項
保健所 保健管理課	企画管理係	保健所の事務事業の総合調整に関する事項
		保健所の予算及び決算の総括に関する事項
		地域保健の推進に関する事項
		保健情報システムに関する事項
		保健所実習等に関する事項
		保健師業務の統計に関する事項
		地域保健関係職員の人材育成に関する事項
		難病等に関する事項
		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) による各種申請及び届出書類の経路に関する事項
		健康危機の管理, 調整及び総括に関する事項
		人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
医療従事者等の免許申請に関する事項		
医療関係統計調査に関する事項		
衛生検査所の登録及び立入検査に関する事項		
死体解剖保存に関する事項		
医療安全の相談に関する事項		
薬事指導係	薬事に係る許認可及び監視指導に関する事項	
	毒物及び劇物に関する事項	
	薬事衛生の相談に関する事項	
	薬物乱用防止に関する事項	
感染症対策室	感染症その他疾病の予防及びまん延の防止に関する事項	
	結核予防対策及び医療に関する事項	
	予防接種の総括に関する事項	
保健所 健康増進課	(グループ制)	健康寿命の延伸に係る企画及び総合調整に関する事項
		歯科保健の総括に関する事項
		口腔保健福祉センターに関する事項
		原爆被爆及び石綿に係る健康被害に関する事項
		結核健康診断の総括に関する事項
		各種がん検診及び特定健康診査非対象者等の健康増進事業の総括に関する事項

保健所 健康増進課	(グループ制)	生活習慣病等の予防及び健康づくりの推進に係る総括に関する事項
		健康づくりの推進に係る地区組織に関する事項
		健康及び栄養の調査に関する事項
		前号までに掲げるもののほか、健康増進に関する事項
保健所 食の安全推進課	(グループ制)	食品の安全性の確保に係る企画及び総合調整に関する事項
		食品関係営業者の許可、届出及び監視指導に関する事項
		給食施設の届出及び栄養指導に関する事項
		中央卸売市場内の食品衛生に関する事項
		食品表示における品質事項、衛生事項及び保健事項に関する事項
		特別用途食品に関する事項
		食品の誇大表示禁止に関する事項
		飲食に係る衛生上の危害の発生に関する事項
		栄養士、調理師及び製菓衛生師の資格等に関する事項
		食品衛生関係団体に関する事項
		前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関する事項
保健所 環境衛生課	環境管理係	環境衛生施策の企画及び総合調整に関する事項
		環境衛生に係る統計に関する事項
		環境衛生関係団体に関する事項
		墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可に関する事項
		改葬許可の総括に関する事項
		市営斎場の総括に関する事項（市営斎場の整備を除く。）
		青山斎場に関する事項（火葬場の利用許可を除く。）
	環境衛生係	市営墓地の総括に関する事項（墓地の整備計画及び市営墓地の整備を除く。）
		市営墓地（亀田墓地を除く。）及び松浜霊堂に関する事項
		動物愛護センターに関する事項
		ペット霊園の設置等の許可及び監視指導に関する事項
		ラブホテル等の建築規制に係る総合調整に関する事項
		興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所の営業の許可等及び監視指導に関する事項
		温泉の利用の許可及び監視指導に関する事項
建築物の衛生確保に関する事項		
簡易専用水道等給水施設の監視指導に関する事項		
有害物質を含む家庭用品の規制に関する事項		
プールの開設の許可及び監視指導に関する事項		
住居衛生に関する事項		
化製場等に関する事項（動物の飼養又は収容に係るものを除く。）		
前号までに掲げるもののほか、環境衛生に関する事項		

保健所 環境衛生課	生活環境係	生活環境の改善整備の指導に関する事項	
		衛生害虫等の相談，指導及び駆除に関する事項	
		環境衛生組織の指導及び育成に関する事項	
		前号までに掲げるもののほか，生活環境に関する事項	
	動物愛護センター 【課の機関】	動物の愛護及び管理に関する事項	
		飼育動物診療施設に関する事項	
		獣医師届出書の受付けに関する事項	
		動物用医薬品特例店舗販売業に関する事項	
		狂犬病の予防に関する事項	
		化製場等に関する事項（動物の飼養又は収容に係るものに限る。）	
		動物ふれあいセンターに関する事項	
		前号までに掲げるもののほか，飼育動物に関する事項	
	食肉衛生検査所	(グループ制)	と畜検査に関する事項
と畜衛生及び食肉衛生の監視及び指導に関する事項			
と畜衛生及び食肉衛生の調査研究に関する事項			
精密検査に関する事項			
食肉衛生施策の企画及び調査に関する事項			
食鳥処理に関する事項			
衛生環境研究所	(グループ制)	試験，検査等の依頼等に関する事項	
		関係機関及び関係団体等との連絡調整に関する事項	
		業務統計及び年次報告書作成に関する事項	
		関連情報の収集，発信及び市民啓発に関する事項	
			衛生環境研究所のその他の庶務に関する事項
	衛生科学室		食中毒原因調査に係る試験及び検査に関する事項
			食品等の微生物学的試験及び検査に関する事項
			感染症等の微生物学的試験及び検査に関する事項
			原虫及び寄生虫の試験及び検査に関する事項
			食品，添加物，器具，容器包装等の試験及び検査に関する事項
			栄養分析等の試験及び検査に関する事項
			農薬，医薬品等の試験及び検査に関する事項
			家庭用品の試験及び検査に関する事項
			保健衛生等に係る調査研究に関する事項
			保健衛生等に係る研修及び指導に関する事項
	環境科学室		飲料水，浴場水，プール水等の生活用水の試験及び検査に関する事項
			住居，建築物等の生活環境に係る試験及び検査に関する事項
			公共用水域，地下水，事業所排水等の水質の試験及び検査に関する事項
			大気汚染物質及び悪臭物質の試験及び検査に関する事項
		廃棄物，土壌等の試験及び検査に関する事項	
		アスベスト等の試験及び検査に関する事項	

衛生環境研 究所	環境科学室	生活環境等に係る調査研究に関する事項
		生活環境等に係る研修及び指導に関する事項

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。